

訴 状

令和8年5月18日

名古屋地方裁判所 民事部 御中

原告訴訟代理人

弁護士 竹之内 智 哉



外18名

当事者の表示	別紙当事者目録のとおり
原告訴訟代理人の表示	別紙原告訴訟代理人目録記載のとおり
事件名	不当条項差止請求事件
訴訟物の価額	160万円
貼用印紙の額	1万3000円

印紙貼付欄

第1 請求の趣旨

- 1 被告は、消費者との間で、請負工事契約を締結するに際し、注文者の請負工事代金の支払い時期について、工事の目的物の引渡し前に工事請負代金の支払いを完了させる内容の意思表示を行ってはならない。
- 2 被告は、消費者との間で、請負工事契約を締結するに際し、契約の解除時に消費者が負担する金銭（キャンセル料）について、工事請負代金の20パーセント相当額とする内容の意思表示を行ってはならない。
- 3 被告は、第1項、第2項記載の条項が記載された契約書ひな形が印刷された契約書用紙および契約書データを破棄せよ。
- 4 訴訟費用は被告の負担とする。
との判決並びに仮執行の宣言を求める。

第2 請求の原因

1 当事者

原告は、平成22年4月14日、消費者契約法13条に基づいて内閣総理大臣の認定を受けた適格消費者団体である（甲1）

被告は、新築・増改築工事請負等を業とする株式会社である。

2 請負工事契約書

被告は、不特定かつ多数の消費者との間で、請負工事契約を締結するに際し、被告作成の「請負工事契約書」（甲2）を使用して意思表示をしている。（以下、同契約条項を「本件契約条項」といい、これに基づく契約を「本件契約」という。）

本件契約条項には、請負工事の完成の確認が終了した後、工事の目的物の引渡し前に工事請負代金全額の支払いを完了させる条項（19条）、本件契約後、被告が本件契約に定める債務の履行に着手するまでの間に消費者の都合により本件契約を解除した場合には、請負代金金額の20%相当額

の解約金を支払う旨の条項（38条）がある。

3 本件契約条項19条について

(1) 本件契約条項19条

本件契約条項19条は以下のように規定している。

第19条

1. 甲は、本工事の完成の確認が終了した後、すみやかに工事請負代金全額の支払を完了させるものとします。追加増減工事があった場合の精算も引渡し前までに行うものとします。
2. 乙は、前項の定めによる支払の後に甲に本工事の目的物を引渡すものとし、甲は、その際に乙の指定する書面に署名押印（甲が法人の場合は記名押印）のうえ、その書面を乙に交付するものとします。
3. 甲は、前項に定める書面を交付した後でなければ本工事の目的物を使用することができないものとします。

1項は、本件契約に基づく本工事の完成の確認後、本工事の目的物の引渡し前に工事請負代金を支払う旨の内容、2項は、工事請負代金の支払の後に本工事の目的物が引き渡される内容のものである。

(2) 民法633条

本件契約は、民法の「請負」の規定が適用されるどころ、民法633条は、「報酬は、仕事の目的物の引渡しと同時に、支払わなければならない。」として、仕事の目的物と請負代金（報酬）の同時履行を定めている。

(3) 消費者契約法10条

消費者契約法10条は、以下のように規定している。

消費者の不作为をもって当該消費者が新たな消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたものとみなす条項その他の法令中の公の秩序に関しない規定の適用による場合に比して消費者の権利を制限し又は消費者の義務を加重する消費者契約の条項であって、民法第一条第二項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するものは、無効とする。

消費者契約法10条は、消費者の利益を一方的に害するものは無効すると定めている。

(4) 本件契約条項19条は消費者契約法10条によって無効であること

民法633条は、報酬と仕事の目的物の引渡が同時履行であると定めているが、本件契約条項は、消費者が支払うべき工事請負代金を先履行としており、民法の規定の適用による場合に比して消費者の同時履行の抗弁権を制限する条項（消費者契約法10条前段）に該当する。

消費者が引渡しを受ける前に工事代金全額を支払わなければならないとすると、消費者は、請負代金と対価性を有する工事の目的物の引き渡しを受けるための事実上の手段を奪われ、消費者は、代金を支払ったにもかかわらず引き渡しを受けられないリスクを負うこととなる。また、消費者は、通常、建物の引き渡しを受けるまで建物の保存登記を行うことができないため、消費者が、工事請負代金を支払った後、本工事の目的物の引渡し前に被告の債権者が当該目的物を差押えた場合、消費者は被告の債権者に建物の所有権を対抗することができず、保護されないリスクも負うことになるなど、請負代金の支払いを先履行させられることによる消費者の不利益は極めて大きい。

したがって、請負代金について先履行を定める本件契約条項19条は、信義則に反して消費者の利益を一方的に害する条項（消費者契約法10条後段）であり、消費者契約法10条によって無効である。

4 本契約条項 38 条について

(1) 本件契約条項 38 条

本件契約条項 38 条は以下のように規定している。

第 38 条

- 1 乙が本契約に定める債務の履行に着手するまでの間に、甲が前条第 1 項の定めにより本契約を解除した場合における同項ただし書に定める乙の損害金は、工事請負代金の 20%相当額とします。ただし、乙の損害が工事請負代金の 20%相当額を超えるときは、乙は、その超過額を甲に請求することができるものとします。
- 2 前項の定めにおいて「債務の履行に着手する」とは、現場において本工事に着手すること、または本工事の材料もしくは設備機器を第三者に発注し、もしくは自ら生産に着手することをいうものとします。

(注) 本件契約条項 37 条 1 項

甲は、必要によって本工事を中止し、または本契約を解除することができるものとします。ただし、甲は、これによって生じる乙の損害を補償または賠償するものとします。

本件契約条項 38 条は、被告が債務の履行に着手する前に消費者に都合によって本件契約を解除した場合、工事請負代金がいくらであっても一律に工事請負代金の 20%の損害金を消費者は被告に支払う内容となっている。

(2) 消費者契約法 9 条 1 項

本件契約条項 38 条は、契約の解除に伴う損害賠償額を予定し、又は違約金を定める条項（消費者契約法 9 条 1 項 1 号）に該当するところ、消費者契約法 9 条 1 項 1 号は、

次の各号に掲げる消費者契約の条項は、当該各号に定める部分について、無効とする。

- 一 当該消費者契約の解除に伴う損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項であつて、これらを合算した額が、当該条項において設定された解除の事由、時期等の区分に応じ、当該消費者契約と同種の消費者契約の解除に伴い当該事業者が生ずべき平均的な損害の額を超えるもの 当該超える部分

として、事業者が生ずべき平均的な損害の額を超える部分は無効すると定めている。

(3) 本件契約条項 38 条は消費者契約法 9 条 1 項によって無効であること

ア 割合による損害について

本件契約条項 38 条の損害賠償の予定を定めた規定は、工事請負代金の 20% が損害金となるもので、たとえば 3000 万円の工事請負代金であれば 600 万円、4000 万円の工事請負代金であれば 800 万円が損害金となる計算になる。

しかし、そもそも履行に着手する前に被告に発生する損害としては、契約締結にかかる事務手数料や履行に着手するための準備に要する人件費相当額程度しか想定できないのであつて、少なくとも、履行に着手する前に被告に発生する損害が工事請負代金の金額に比例して発生するとは考えられない。

イ 解除の時期について

また、本件契約条項38条は、2項において「履行の着手」について「現場において本工事に着手すること、または本工事の材料もしくは設備機器を第三者に発注し、もしくは自ら生産に着手すること」をいうと定めているところ、消費者が、当該契約を解除する時期が、同じ「履行の着手前」だとしても、例えば、それが契約を締結して間もなくなのか、被告が翌日にも工事を着手する時期なのかによって、被告に発生する損害は異なるはずであり、その時期にかかわらず、一律に20%の損害が発生するとは考えられない。

ウ まとめ

したがって、本件契約条項38条の定める損害賠償の予定額又は違約金は、解除に伴い被告に生ずべき平均的な損害を超える部分があることは明らかであり、平均的な損害を超える違約金を定めている部分が無効となる。

4 原告が被告に対し消費者契約法41条1項に定める差止請求書を送付し到達していること

(1) 原告が、被告に対し、本件契約条項19条及び38条を消費者契約法の趣旨に適合するように改訂するよう求めたところ、被告は、いったんは、19条につき工事請負代金の支払いと目的物の引き渡しを同時履行となるように改訂を検討する、38条についても改訂を検討する旨回答を行ったものの、その後の原告による検討状況の問い合わせに対して、何ら返答しなかった。

(2) そこで、原告は、被告に対し、令和7年1月22日、消費者契約法41条1項に定める書面により、消費者との間で、本件契約条項19条及び38条を含む契約を締結しないことなどを請求し（甲3の1）、同書面は、同年1月24日、被告に到達した（甲3の2）

5 よって、原告は、被告らに対し、消費者契約法12条3項に基づき、消費者と本件契約を締結するに際し、請求の趣旨1項及び同2項の内容を含む意思表示を行わないこと、同意思表示の停止又は予防に必要な措置として同内容の条項が記載された契約書ひな型が印刷された契約書用紙をおよび契約書データを破棄することを求めて本訴に及ぶ次第である。

証 拠 方 法

証拠説明書記載のとおり

附 属 書 類

- | | | |
|---|-------|-----|
| 1 | 訴状副本 | 1通 |
| 2 | 甲号証 | 各1通 |
| 3 | 訴訟委任状 | 1通 |

第19条

1. 甲は、本工事の完成の確認が終了した後、すみやかに工事請負代金全額の支払を完了させるものとし、追加増減工事があった場合の精算も引渡し前までに行うものとし、
2. 乙は、前項の定めによる支払の後に甲に本工事の目的物を引渡すものとし、甲は、その際に乙の指定する書面に署名押印（甲が法人の場合は記名押印）のうえ、その書面を乙に交付するものとし、
3. 甲は、前項に定める書面を交付した後でなければ本工事の目的物を使用することができないものとし、

第38条

1. 乙が本契約に定める債務の履行に着手するまでの間に、甲が前条第1項の定めにより本契約を解除した場合における同項ただし書に定める乙の損害金は、工事請負代金の20%相当額とし、ただし、乙の損害が工事請負代金の20%相当額を超えるときは、乙は、その超過額を甲に請求することができるものとし、
2. 前項の定めにおいて「債務の履行に着手する」とは、現場において本工事に着手すること、または本工事の材料もしくは設備機器を第三者に発注し、もしくは自ら生産に着手することをいうものとし、

当事者目録

〒461-0001

名古屋市東区泉一丁目7-34

原告 特定非営利活動法人消費者被害防止ネットワーク東海
上記代表者理事 荻原典子

〒485-0029

愛知県小牧市中央3-266

被告 コラゾンデザイン株式会社
上記代表者代表取締役 伊藤芳章

原告訴訟代理人目録

〒460-0002

名古屋市中区丸の内2-18-22

三博ビル5階 名古屋第一法律事務所

電話052-211-2236 FAX052-211-2237

原告訴訟代理人 弁護士 荻原典子

同 弁護士 青山玲弓

〒460-0002

名古屋市中区丸の内3-6-41

DDSビル6階 弁護士法人リブレ名古屋事務所

電話052-953-7885 FAX052-953-7884

同 弁護士 柘植直也

〒461-0001

名古屋市東区泉1-1-35

ハイエスト久屋2階 久屋大通法律事務所

電話052-961-3307 FAX052-961-3308

同 弁護士 伊藤陽児

〒460-0002

名古屋市中区丸の内2-2-7

丸の内弁護士ビル203号 牧野法律事務所

電話052-204-1260 FAX052-204-1261

同 弁護士 牧野一樹

〒460-0002

名古屋市中区丸の内3-5-35

弁護士ビル801号 竹之内智哉法律事務所（送達場所）

電話052-955-8123 FAX052-955-8124

同 弁護士 竹之内 智 哉

〒444-0862

愛知県岡崎市吹矢町89

鶴田ビル3階303号室 ささゆり法律事務所

電話0564-73-5020 FAX0564-73-5021

同 弁護士 中 根 祐 介

〒460-0002

名古屋市中区丸の内3-15-34

第16KTビル6階 まどか総合法律事務所

電話052-253-8471 FAX052-951-7717

同 弁護士 西 森 由紀子

〒453-0832

名古屋市中村区乾出町2-7

正和ビル2階 なかむら公園前法律事務所

電話052-486-7388 FAX052-486-7389

同 弁護士 松 澤 良 人

〒460-0003

名古屋市中区錦3-4-12

SUZU1 O2ビル5階 あかり総合法律事務所

電話052-959-5536 FAX052-959-5537

同 弁護士 平 野 憲 子

同 弁護士 岩 城 善 之

同 弁護士 濱 尚 行

同 弁護士 西 口 誠

〒460-0002

名古屋市中区丸の内1-2-11

ロマスビル5階 きしもと法律事務所

電話052-209-5526 FAX052-209-5527

同 弁護士 岸 本 博 道

〒460-0002

名古屋市中区丸の内1-2-31

景雲橋ハイツ2階201号 太田・青木法律事務所

電話052-201-0020 FAX052-201-0019

同 弁護士 青 木 俊

〒460-0022

名古屋市中区金山2-1-4

大隅金山ビル2階 山田法律事務所

電話052-212-5942 FAX052-212-6942

同 弁護士 山 田 英 典

〒478-0017

愛知県知多市新知字樋之口4-1

朝倉ビル2階 東海知多総合法律事務所

電話0562-85-6166 FAX0562-85-6167

同 弁護士 森 悠

〒104-0061

東京都中央区銀座8-9-13

K-18ビル9階 石井綜合事務所

電話03-3289-1411 FAX03-3289-1422

同 弁護士 石 井 健 太 郎

〒458-0801

名古屋市長区鳴海町字花井町37

鳴海法律事務所

電話 0 5 2 - 8 4 6 - 5 5 2 2 F A X 0 5 2 - 8 4 6 - 5 5 2 3

同 弁 護 士 伊 藤 裕 基